

Parque Harumi FC スポーツ少年団規約

第1条（名称）

・本少年団は正式名称を、

Parque Harumi FC スポーツ少年団（英語表記）

パルク晴海 FC スポーツ少年団（日本語表記）とする。（以下少年団と略す。）第2条（目的）

・本少年団は、サッカーを通じて青少年の健全な育成を図ると共に、サッカーの技術向上及び地域スポーツ活動の振興に寄与することを目的とする。

第3条（活動目標）

・本少年団の活動目標は下記とする。

- （1）明るく元気な子供を育てる。
- （2）強さの中にも、優しさを持ち自立できる子供に育てる。
- （3）サッカースキルの向上を図り、質の高いチーム作りを目指す。

第4条（事故防止及び責任）

・本少年団は永続的発展のため次の事項を定める。

（1）少年団の通常の練習及び試合における不慮の事故及び障害については、スポーツ障害保険加入（800円/1年）により保障することとし、指導者にその責任を問わないものとする。

（2）保護者は、少年団活動に参加させるにあたっては、事故防止のため指導者の指示に従うべく十分な指導をする。

（3）保護者は、少年団活動に参加させるにあたっては、事前に児童の健康チェックを行うこととし、それらの過失によるものについては指導者にその責任を問わない。

第5条（構成）

（1）本少年団は、中央区及び近隣区の児童及びその保護者、並びに指導者で構成される。（2）本少年団の代表、副代表、役員、指導者はすべてボランティアで活動するものとする。

第6条（入団）

・本少年団への入団は、所定の入団用紙に必要事項を記入し、本人の意思確認をした上で事務局に提出し団員登録をする。また、期日までに必要な登録費用（実費額）の納入を行う事とする。

第7条（退団）

・本少年団からの退団は都度できるものとする。

但し、本人（団員）の意思を尊重する。また必ず事務局へ届け出る事とする。

第8条（指導者）

（1）本少年団では、活動を指導する為の指導者を置く。

（2）指導者は、団員の保護者、OB、本少年団の趣旨に賛同していただける方で構成し、本少年団の代表者の承認を得る。

第9条（指導者の任務）

・本少年団で承認を得た指導者は、活動目標に従い少年団の目的を達成する為に、団員の活動を指導する。

第10条（年会費及び活動費）

・団員の年会費及び活動費は 10,000 円/6 カ月単位とする。（4月から9月までを前期、10月から3月までを後期とし、それぞれ活動費を徴収する）学年途中から団員加入した場合は、1,700 円/1月とする。但し 10,000 円を半期での上限とする。

活動費として下記項目は含まれる。

（1）JSP0 団員登録：500 円/1 年

（2）チーム運営費：1,000 円/1 年

（3）JSP0 役員登録費：1,200 円/1 年

（4）スポーツ安全保険：800 円/1 年

また、下記などの突発的に各種費用が発生し少年団活動費で補えない場合は、実費額を団員数で均等割りを行い都度徴収とする場合がある。

（1）チームで購入する物品費（サッカー備品類）

（2）チームで参加する参加費（大会や各種イベント）

（3）チームで利用する
施設費、グラウンド使用料など

第11条（役員）

・役員任期は 1 年とし効率的に少年団の運営に努める事とする。下記役員を選出する。

（1）代表 1 名 副代表 3 名 事務 1 名 会計 1 名 監査 1 名 庶務 2 名 記録 1 名

第12条（会計）

（1）本少年団の会計は、団員の納める会費、寄付金、補助金及びその他の収入によって賄う。

（2）本団の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わるとする。

（3）会計担当者 1 名（役員） 監査 1 名（役員）により構成される。

第13条（総会・役員会）

・代表は年に 1 回総会を開くものとし、その期間は会計年度末とする。

・代表は必要に応じて役員会を開く。役員会にて対義するものは下記項目とする。

- (1) 役員の交代
- (2) 規約の改定
- (3) 総会で報告する事柄
- (4) その他、本少年団運営において代表、副代表が必要と判断したとき 第14条（その他）

・本規約で定めるものの他、必要な事項は役員及び指導者の協議に於いて定める。

第15条（個人情報の管理及び少年団活動中の写真などの掲載）

(1) 本少年団、在団中に知りえた団員に関する情報(以下「団員情報」という)を少年団の運営に利用する他、別途規定する「個人情報取扱いについて」に定める場合及び公的機関の要請を除き、一切の団員情報を提供・開示しないものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、本少年団の運営及び広報活動のため活動中の写真やライブ情報を、本少年団のホームページ、本少年団が管理するソーシャルメディア（LINE、Facebook、Instagram など）、パンフレットなどに掲載することがある。団員及びその保護者はこれを了承の上、入会したものとする。

初版 制定 2022 年 8 月 1 日

追加制定 第 15 条 2022 年 9 月 3 日 写真の掲載また個人情報について

変更及び追加 第 10 条 2023 年 1 月 29 日 年会費の制定また活動費について

変更 第8条、他 2023 年 9 月 1 日 指導者について、他

変更 第 10 条 2024 年 4 月 21 日 年会費の制定また活動費について